

学校問題解決支援事業（法律相談窓口の設置）の実施について

1 目的

近年、学校現場における問題が複雑化、多様化していることから、学校問題に係る法律相談窓口を開設し、教職員が解決困難な対応に迫られ、過重労働に陥ったり、長期間にわたり精神的負担を抱え健康を損なったりすることがないように、負担軽減を図る。

2 相談対象

学校に寄せられた要望や苦情についての法的な問題に関する相談、学校の管理運営等についての法的な問題に関する相談等

3 相談主体

- (1) 県立学校、市町村立学校（学校組合立学校を含む。以下同じ。）
- (2) 県教育委員会事務局、市町村教育委員会事務局（学校組合教育委員会事務局を含む。以下同じ。）

4 相談方法

- (1) 面談を原則とし、緊急の場合は電話でも実施する。
- (2) 面談を希望する所属は、事前に電話により「学校問題解決支援事業」に係る法律相談であることを告げた上で、訪問日時について弁護士と調整を行う。

【弁護士連絡先】

受託弁護士	住所	連絡先
弁護士法人 河本・森法律事務所 森 祥平 弁護士	鳥取市栄町205番地	0857-29-3923

(3) 相談後の報告

(ア) 教育総務課への報告

相談を行った所属は、相談方法に関わらず、相談後速やかに別紙様式により教育総務課に報告する。

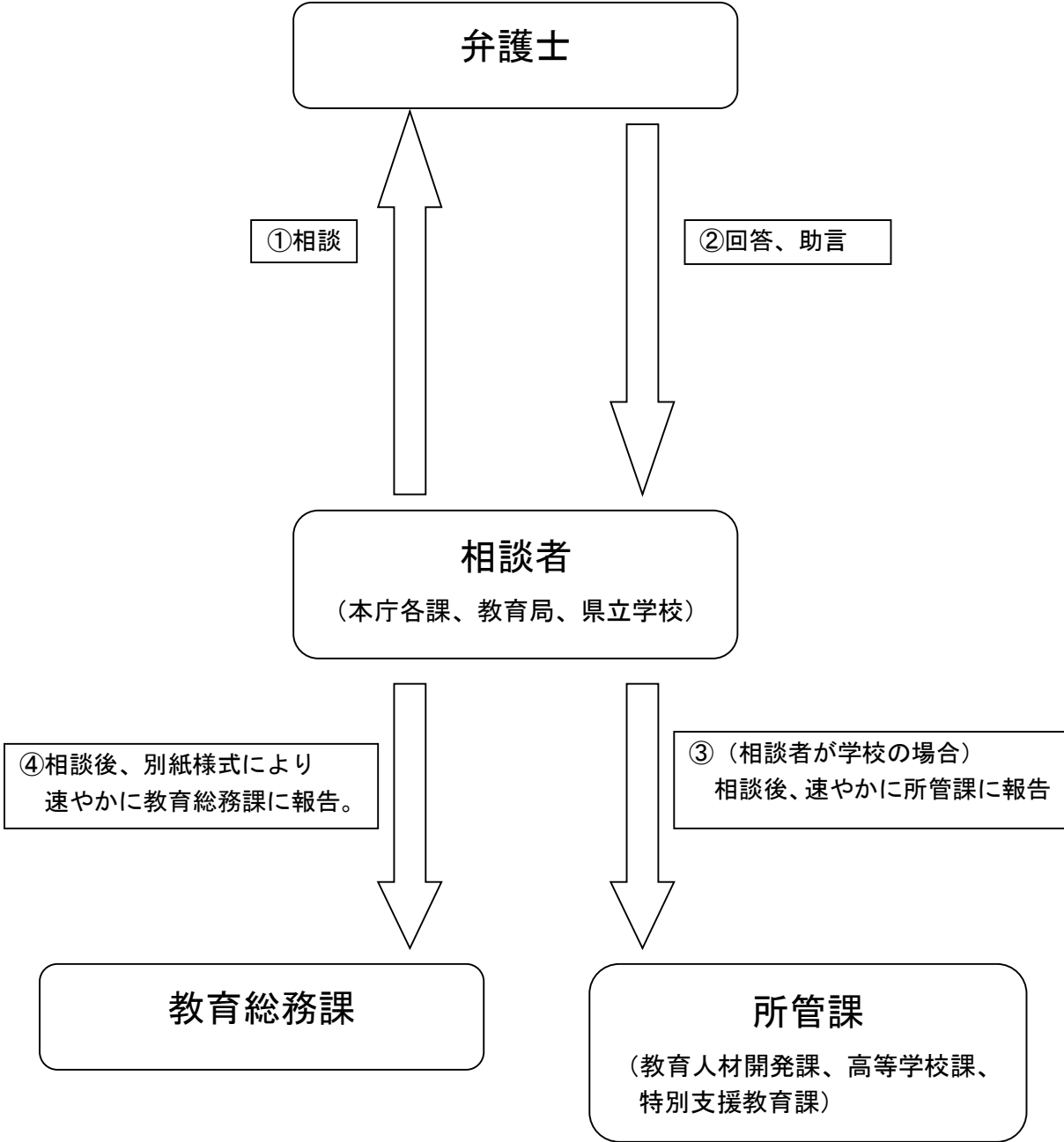
※1：市町村教育委員会（市町村立学校含む）が相談者の場合は、原則教育局を經由して県教育総務課に報告してください。

※2：別途、相談内容及び弁護士からの回答をまとめた資料等がありましたら、当該制度の活用状況を把握させていただくため、差し支えのない範囲で報告書とあわせてご提出をお願いします。

(イ) 所管課への報告（県立学校が相談を行った場合）

(ア)とは別に、相談を行った県立学校においては、所管課（教育人材開発課、高等学校課、特別支援教育課）に対し、速やかに相談内容等を報告すること。

学校問題解決支援事業（弁護士相談窓口）相談フロー【県教委】



学校問題解決支援事業（弁護士相談窓口）相談フロー【市町村教委】

